

## 上勝町農業振興対策苗木購入事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、上勝町農業商業等補助金交付規則に基づき、本町の基幹産業である「彩」及び「香酸柑橘」の新植・改植・補植のため、定められた苗木等を購入する者に対し、その費用の一部を助成し、生産量の向上を目的とする。

### (補助対象者)

第2条 補助金を申請できる者は、下記の要件を全て満たす者とする。

- ・上勝町に住民票を有し、町内の耕作権を有する農地（田、畑）及び肥培管理がされている山林（保安林及び共有林は除く）で事業を行う者。
- ・東とくしま農協（上勝彩部会、花木部会、上勝香酸柑橘部会）の部会員。
- ・定植後最低3年間は自らが管理することを確約する者。

### (基準)

#### 第3条

##### (1) 補助の範囲

- (ア) 新植・改植・補植のため別表に定める苗木を購入する場合。
- (イ) 彩部会及び花木部会の会員が出荷販売を目的として購入した苗木等で、苗木等購入費が2万円以上の場合。
- (ウ) 香酸柑橘関連の他の補助事業の採択に満たない場合であって、20本以上の植え付けを実施する場合。
- (エ) 同品目に対する助成は、年度中に一度とする。
- (オ) 単年ごとの花などは対象外。
- (カ) 農地以外で対象作物を栽培する場合は、自身所有の土地又は権利を有することが確認できること、かつ農地と同等程度の肥培管理及び鳥獣害対策がされていることが認められる場合。
- (キ) 山林については、彩苗木のみ補助対象とする。

##### (2) 補助対象額

- ・認定農業者 苗木購入基本単価または購入額の低い額の80%以内
- ・その他農業者 苗木購入基本単価または購入額の低い額の70%以内
- ・苗木購入基本単価は、別表に定める単価とする。

### (交付金の重複)

第4条 苗木の購入に対する他の事業による補助金と重複する場合は、補助金の交付を受けることができない。

### (交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「交付申請者」という。）は交付申請書（様式第1号）に町長が必要と認める書類を添えて、事業実施前かつ、11月15日（当該日が閉庁日の場合は、その前開庁日）までに提出しなければならない。

### (交付の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときには内容を審査の上、交付するこ

とが適当と認められる場合には速やかに補助金交付決定通知書（様式第2号）を交付申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の申請に係る事項につき必要な条件を付して交付の決定をすることがある。

（交付対象事業の変更等）

第7条 補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、交付申請時より、本数、金額及び品目等の内容に変更が生じたとき又は当該交付対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに補助金変更等申請書（様式第3号）を町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、交付申請時に申請している定植地の変更及び品目内の本数の変更を行わずに金額の減少が20%以内の軽微な変更である場合は、この限りでない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金変更等決定通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 交付決定者は事業完了後30日以内または、3月10日（当該日が閉庁日の場合は、その前開庁日）のどちらか早い時期に実績報告（様式第5号）を町に提出するものとする。

（補助金の確定）

第9条 町長は、前条の規定による実績報告の提出があった場合は、内容を審査の上適正に事業が完了したことが認められるときは、補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（交付の決定の取消し等）

第10条 町長は、交付決定者が次の各号いずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。第9条の規定により補助金確定通知をした後においても同様とする。ただし、特段の事情があると判断した場合は、この限りでない。

- (1) 虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 補助金交付の目的以外に補助金を使用したとき。
- (4) 第2条に定める期間内に他の者（三親等を除く）に権利を譲り渡したとき。
- (5) その他町長が不適當と認めるとき。

（報告の提出及び検査）

第11条 町長は、必要があるときは、交付対象事業又は交付対象事業に係る会計の状況に関し必要な報告若しくは資料を提出させることができる。

（補助金の返還）

第12条 町長は、交付対象事業の変更等を承認した場合又は第11条の規定により交付の決定の取消し等を行った場合は、当該変更等の承認又は取消しに関し、既に助成金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（その他）

第13条 その他この要綱の施行に関し、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は令和5年4月1日より施行する。

この要綱は令和6年4月1日より施行する。